

下松市合併処理浄化槽 維持管理費補助金のご案内

下松市では、合併処理浄化槽の普及促進及び適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質保全及び浄化槽管理者の負担軽減を図るため、合併処理浄化槽を適正に維持管理されている方に対し、合併処理浄化槽の維持管理に要する費用の一部を補助します。

補助対象地域

公共下水道の供用開始日から1年を経過した区域を除く市内全域

補助対象者

以下の要件をすべて満たしている場合が対象となります。

確認フローを参考にしてください

- 補助対象地域に**合併処理浄化槽**を設置していること。
※し尿のみを処理する単独処理浄化槽及び汲み取り槽は補助の対象となりません。
- 下松市に住所を有する方が自己の居住を目的とした住宅または延べ床面積の1/2以上を自己の居住の用に供する併用住宅に設置された**10人槽以下の合併処理浄化槽**であること。
- 申請年度（4月～翌年3月末まで）に浄化槽法で定められた維持管理（保守点検・清掃・法定検査）をすべて実施している方。
- 法定検査（浄化槽法第7条または第11条）の検査結果が、「適正」または「おおむね適正」と判定された方。
※検査結果が「不適正」と判断された場合は、その理由となった事項を改善したことが確認できるものがが必要です。
- 賃貸、販売等の営利を目的とした住宅等でないこと。
- 市税を滞納していないこと。

補助金額

- 合併処理浄化槽 1 基につき、上限 **18,000円** 【毎年度 1 回を限度】
- 次のいずれかに該当する場合は、上限 **20,000円**

維持管理に要した費用
（保守点検・清掃・法定検査）

- ① 補助対象地域であって下水道事業計画区域以外の地域かつ市街化区域に該当する地域
- ② 補助対象地域であって下水道事業計画区域のうち地理的条件等により公共下水道の整備が困難な地域

申請方法・提出書類

令和8年3月31日まで
（令和7年度）

- 郵送または窓口持参
- 下松市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付申請書兼請求書
※様式は下水道課窓口での配布や市ホームページからもダウンロードできます。
- 法定検査の浄化槽検査結果書（7条または11条検査）の写し（令和7年度のもの）
- 保守点検及び清掃に要した費用の支払が確認できる領収書等の写し（令和7年度のもの）

お問い合わせ・提出先

下松市上下水道局 下水道課 （2階②番窓口）

〒744-8585 下松市大手町3丁目3番2号

☎ 0833-45-1859 [8:30～17:15 土日祝日を除く]

下松市 合併処理浄化槽

検索

詳しくはこちら ▶▶



合併処理浄化槽維持管理費補助金対象者 確認フロー

【令和7年度版】

合併処理浄化槽とは、トイレ・風呂・台所等生活排水すべてを一括して処理できる浄化槽です。

下松市に合併処理浄化槽を設置していますか？

いいえ

はい

設置場所は、公共下水道の供用開始区域（利用が可能な区域）の外ですか？

いいえ・わからない

下水道課へお問い合わせください。

はい

公共下水道に利用可能な区域となってから、1年以上経過している区域は補助対象外です。

専用住宅または延べ床面積の1/2以上が居住部分の併用住宅ですか？

いいえ

はい

10人槽以下の合併処理浄化槽ですか？

いいえ

単独処理浄化槽及び汲み取り槽は補助対象外です。合併処理浄化槽への転換をご検討ください。（設置費補助制度が利用可能です。）

はい

設置場所に居住（住民登録）していますか？

いいえ

はい

市税の滞納はありませんか？

滞納あり

滞納なし

交付申請書における申請者の同意により、税情報を確認します。

令和7年4月～令和8年3月末の間に保守点検・清掃を実施し、支払いをしていますか？

いいえ

はい

令和7年4月～令和8年3月末の間に法定検査（7条または11条）を受検していますか？

いいえ

はい

未受検の場合は、（一社）山口県浄化槽協会で法定検査を受検してください。

法定検査の検査結果は「適正」または「おおむね適正」でしたか？

いいえ

はい

不適正の場合、その理由となった事項を改善しましたか？

はい

補助対象です（令和8年3月末まで）

申請書に必要な書類を添付していただき、郵送または下水道課窓口まで提出してください

補助対象になりません

